

日高市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた生活者のエネルギー費用負担の軽減を図るとともに、ゼロカーボンシティの実現に資するため、現在使用している家電を、消費電力の削減と温室効果ガスの排出抑制に寄与する省エネルギー性の高い家電に買い換えて設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家電 住宅における日常生活での使用を主たる目的とする家庭用電気機械器具をいい、専ら事業のために使用するものを除く。
- (2) 省エネ家電 別表第1に掲げる機器の区分に応じ、同表に掲げる性能要件を満たす家電をいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、自らが居住する市内の住宅（以下「対象住宅」という。）で現に使用している家電を省エネ家電に買い換えて設置する者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 別に定めるところにより市の登録を受けた省エネ家電販売店舗（以下「登録店舗」という。）から省エネ家電を購入すること。
- (2) 省エネ家電購入の日時点において、対象住宅に居住していることが住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録上で確認ができること。
- (3) 対象住宅に居住する者に、日高市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第3条第2項に規定する暴力団関係者を含まないこと。

（補助事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象住宅に設置済みの既存の家電と交換するための省エネ家電（新品に限る。）の購入及び設置とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、令和7年6月1日から令和8年1月31日までの補助事業に係る費用（処分又は撤去に係る費用を除く。）とする。

（補助額等）

第6条 前条の経費に対する補助額は、別表第2に定める額とする。

2 補助金の交付は、住宅1戸につき登録店舗ごとに1回限りとする。

（購入手続等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、省エネ家電を購入する際に、ひだかで省エネ家電買換え応援キャンペーン申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を登録店舗に提出するものとする。

2 登録店舗は、購入に係る省エネ家電が別表第1に定める性能要件を満たしていることを調査した上で、申込書を受理するものとする。登録店舗により申込書が受理されたときは、申込者は、自らに代わって当該補助金の申請及び受領に係る事務手続を行うことを当該登録店舗（以下「受任店舗」という。）に委任したものとする。

3 受任店舗は、前項の規定による申込書を受理するに当たっては、申込者に対し次の事項を説明しなければならない。

- (1) 受任店舗が申込書を受理した場合でも、補助金の交付は確定していないこと。
- (2) 補助金の交付決定後、受任店舗が補助金を代理受領して、補助見込額（別表第2に定める補助額を基準として、申込書が受理された時点における交付見込額をいう。以下同じ。）と相殺するまでの間は、代金の支払が完全には済んでいない状態にあること。
- (3) 補助金が不交付（一部不交付を含む。）となった場合の残債の支払その他の購入契約の取扱いについては、受任店舗と協議すること。

4 申込者は、省エネ家電の会計をする際、申込書に添付されている買換え応援ク

ーポンに必要な事項を記載して、受任店舗に提出するものとする。

- 5 受任店舗は、通常の会計金額（省エネ家電に係る支払に限る。）のうち、補助見込額を後払いとして省エネ家電を販売し、申込者は、補助見込額を差し引いた金額を購入時に支払うものとする。

（請求手続）

第8条 受任店舗は、前月の申込分を取りまとめ、市長が特に認める場合を除いて、翌月10日までに市長に補助金の交付申請を行うものとする。

- 2 規則第4条第1項の申請書及び規則第12条の報告書の様式は、日高市省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号。以下「申請書兼報告書」という。）のとおりとする。

- 3 規則第4条第1項第2号から第4号に掲げる事項は、記載を要しないものとする。

- 4 規則第4条第2項第1号から第3号に掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第4号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

（1）申込者から提出された申込書の写し

（2）補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し（設置する省エネ家電の製造メーカー名、機種名、機種型番、設置に要する費用等の各種金額及び購入予定店舗が記載されているもの）

（3）領収書の写し（補助額差し引き後の購入金額、購入日及び省エネ家電の製品名（型番）及び販売店舗名が記載されているもの）

（4）製造メーカーが発行した省エネ家電の保証書の写し

（5）納品書の写しその他これに類する書類

（6）別表第1の性能要件を満たしていることが分かる書類（LED照明器具を除く。）

（7）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定通知書兼交付額確定通知書の様式）

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、日高市省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第3号）（以下「交付決定通知書」という。）のとおりとする。

- 2 市長は、申請書兼報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、補助金

の交付を決定するとともに補助金の額を確定し、交付決定通知書により、受任店舗に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による交付決定通知書兼交付額確定通知書を受けた受任店舗は、日高市省エネ家電買換え促進事業補助金請求書（様式第4号）により、市長に補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付方法）

第11条 市長は、前条の請求に基づき、申込者（交付決定を受けた者に限る。）に支払われるべき補助金に相当する額を当該受任店舗に支払うものとする。

（財産処分の制限）

第12条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業の完了後5年とする。

（書類の整備等）

第13条 補助金の交付を受けた申込者又は受任店舗は、補助事業に係る省エネ家電に買い換える前の既存の家電の使用状況が分かる写真その他の買換えであることを証する書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の写真その他の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度まで保管しなければならない。

（雑則）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要領の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）

機器	性能要件
エアコン	経済産業省資源エネルギー庁が定める最新の省エネ基準に基づく統一省エネラベル 3 つ星以上又は令和 4 年 9 月改正前の基準に基づく統一省エネラベル 4 つ星以上
テレビ	経済産業省資源エネルギー庁が定める最新の省エネ基準に基づく統一省エネラベル 2 つ星以上
冷蔵庫・冷凍庫	経済産業省資源エネルギー庁が定める最新の省エネ基準に基づく統一省エネラベル 3 つ星以上
洗濯機	インバーター制御付きのもの
給湯器	（エコキュート） 経済産業省資源エネルギー庁が定める最新の省エネ基準に基づく統一省エネラベル 4 つ星以上 （エコジョーズ） 経済産業省資源エネルギー庁が定める最新の省エネ基準に基づく統一省エネラベル 3 つ星以上 （ハイブリッド給湯器） 熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器であり、かつ、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が 108% 以上
L E D 照明器具	なし

別表第 2（第 6 条、第 7 条関係）

省エネ家電購入合計額※	補助額
5 万円以上10万円未満	1 万円
10万円以上15万円未満	2 万円
15万円以上	3 万円

備考 「省エネ家電購入合計額」には、設置工事に係る経費を含み、既存の家電の処分等に係る経費は除く。（消費税及び地方消費税を含む。）